

不妊治療への助成を 拡大します

令和4年度から不妊治療の保険適用が拡大されたことに伴い、市では新たな助成制度を創設しました。(北斗市独自制度)

区分	特定不妊治療	一般不妊治療
対象	治療初日の妻の年齢が43歳未満	治療初日の妻の年齢が40歳未満
対象となる治療法	体外受精・顕微授精 人工授精・採卵 精巣内精子採取 胚培養・胚移植 胚凍結保存	超音波検査・タイミング療法 子宮卵管造影検査 クラミジア抗体検査 精液検査・ホルモン検査 薬物療法・排卵誘発法 手術療法等
助成額	自己負担分を全額助成 *高額療養費等を除く	自己負担分を対象に、 1年度あたり10万円を上限 *高額療養費等を除く
助成回数・期間	40歳未満の方	通算6回
	40歳以上 43歳未満の方	通算3回
申請時期	1回の治療終了後	治療が終了した日の属する 年度内

●対象者

- 夫婦のどちらかが北斗市内に住民登録をしている方(事実上婚姻関係にある方も含む)
- 市税等の滞納がないこと
- 治療初日の妻の年齢が、特定不妊治療の場合は43歳未満、

一般不妊治療の場合は40歳未満の方

※他の市町村から同様の給付を受けた方または受ける見込みのある方は除きます。

●申請書類

- 北斗市不妊治療費助成金交付申請書(市公式ホームページでもダウンロードできます)
- 北斗市不妊治療費助成事業受診等証明書(病院の記載が必ずです)
- 治療及び調剤等に係る領収書
- 高額療養費等が受けられる場合、支給額が確認できる書類
- 振込先の通帳

※「高額療養費」の対象となる場合があります。自己負担限度額・高額療養費等については、加入している公的医療保険(市町村国保・健康保険組合等)へお問い合わせください。

※特定不妊治療を行っている方は、交通費や宿泊費の助成も行っておりますので、ご相談ください。

※治療期間等の都合で申請が遅れる場合は、ご連絡ください。

問 市役所子育て支援課母子保健係
[内線166]

マイナンバーカードのお受け取り

市役所・総合分庁舎・七重浜・茂辺地両支所で
夜間窓口と休日窓口を開設 **予約制**



夜間
窓口

7/21(木)・7/28(木)
午後5時から午後7時まで

休日
窓口

7/24(日)
午前8時30分から正午まで

夜間、休日とも同じ日に市役所、総合分庁舎、七重浜・茂辺地両支所で開設します

- 予約先/電話の方は市役所市民課へ(午前8時30分から午後5時まで)。また、インターネットでも予約できます。
<https://www.harp.lg.jp/anVRCDGM>
- 予約期日/夜間窓口7月21日(木)は7月15日(金)まで、同窓口7月28日(木)は7月25日(月)まで。また、休日窓口7月24日(日)は7月20日(水)までに、ご予約ください。
- ご注意/マイナンバーカードのお受け取りは、交付通知書(ハガキ)に記載の窓口にお越し願います。

問 市役所市民課窓口係 [内線113~116]

